

新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表）

1 12月27日、チリ保健省は、新型コロナウイルス感染防止のための追加措置を以下のとおり発表しました。

（1）段階的規制緩和計画の変更

●第4段階（再開初期）へ移行（12月29日（水）5時より）

アタカマ州フレイリナ市、ウアスコ市

ニュブレ州チジャン市、チジャン・ビエホ市

アラウカニア州ペルケンコ市

●第3段階（準備期）へ移行（12月29日（水）5時より）

ビオビオ州コロネル市、ロタ市

ロス・ラゴス州プイエウエ市、プエルト・オクタイ市

アイセン州アイセン市

●第3段階（準備期）へ後退（12月29日（水）5時より）

アタカマ州カルデラ市、チャニャラル市

ビオビオ州アラウコ市、ティルア市

アイセン州コチャルネ市

マガジャネス州ナタレス市

●第2段階（移行期）へ後退（12月29日（水）5時より）

アイセン州チレ・チコ市

2 2022年1月1日以降、18歳以上の人で、最後のワクチン接種から6ヶ月以上経過したにもかかわらずブースター接種を受けていない人の接種証明書（Pase de Movilidad）は無効になります。また、12月27日時点で、チリ国内では1,801,033名（死亡者39,056名）の新型コロナウイルス感染者が確認されています。義務的自宅待機措置が求められる際は、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

<情報参考 HP>

・チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

・チリ保健省（チリにおける新型コロナウイルス感染者数）

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種計画

<https://www.gob.cl/yomevacuno/>

- ・ チリ政府（コロナウイルス関連）

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

- ・ 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・ 法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

- ・ 外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- ・ 当館ホームページ

https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html